

## 理・美容所を開設される皆さまへ

北海道上川保健所

理・美容所の開設には、開設届出書の提出、施設の検査、確認証の受理が必要となります。

### 1 手続きについて

#### (1) 事前相談

工事着工前に保健所に相談していただくと、工事後の修正を極力避けることができます。また、開店までの大まかな日程の打ち合わせと提出書類の説明を行いますので、以降の作業がスムーズに進みます。

#### (2) 開設届

開店予定の約10日前（土日等、閉庁日を除く）までには届出をしてください。

#### (3) 検査

施設が基準に適合しているか保健所職員が現地調査を行います。

このときには、理容（美容）用いす、洗場等の設備や消毒器具等も検査しますので、営業開始時と同じ状態にしてください。

#### (4) 確認証の交付

検査が終了し、法令上問題がなければ確認証を交付します。検査から交付までは2日から3日間ほど（土日等、閉庁日を除く）かかります。

### 2 施設設備について

理・美容所を開設するに当たっては、最小限、次の施設設備が必要になります。

#### (1) 作業場と待合所

##### ア 待合所

待合所は、理（美）容を行うとき以外は、客がみだりに立ち入ることのないように作業場と区分してください。（腰高以上の仕切りで固定したもの等）また、出入口の近くに設けてください。

##### イ 作業場

作業場の床面積は、ウの表の面積以上で、かつ、洗場、消毒設備等の設置により業務に支障をきたすことのない面積が必要です。

##### ウ 面積

理（美）容用 いす台数（台）	作業場面積 （㎡）
1	9.9
2	13.2
3	16.5
4	19.8

(注) 作業場面積

理（美）容用いす1台のとき 9.9㎡以上

理（美）容用いす2台以上のとき

{9.9 + 3.3 × (n - 1)} ㎡ 以上

※ nは理（美）容用いすの台数

※面積計算を行う場合、次の点に注意してください。

(ア) 作業場は理（美）容の作業に関係するスペースですので、理（美）容に関係しない設備（待合所、便所、着付け室、玄関等）は除かれます。

(イ) 計測は、内法（うちのり）で行いますので、建築図面（一般に柱の中心から中心）とは異なります。

(ウ) 美容所の場合、「美容用いす」とはセットいすのことで、ドライヤー、洗髪等に使用するいすは美容用いすに含まれません。

## (2) 床・腰板の材質

床・腰板には、コンクリート、タイル、リノリューム等の不浸透性材料を使用してください。じゅうたん等、水が浸透したり清掃が困難な材質は認められません。

## (3) 設備等

- ア 理（美）容用いすと鏡
- イ 洗髪、洗顔用の洗場（流水装置としてください。給湯設備を設ける方がよい。）
- ウ 器具、手指洗浄用洗場（洗髪、洗顔用の洗場とは別に設けてください。給湯設備を設ける方がよい。また、洗場の大きさは、器具類（薬液消毒盤、メスシリンダー等）が洗浄できる大きさのものを設置してください。）
- エ 消毒器具（紫外線消毒器、薬液消毒盤、メスシリンダー、タオル蒸し器など）
- オ 照明器具・換気装置
- カ ふた付き汚物箱・ふた付き毛髪箱

## 3 消毒薬について

器具等の消毒に消毒薬を用いる場合は、次のいずれかの薬品を用意してください。

※エタノール水溶液（エタノールが 76. 9%以上 81. 4%以下である水溶液をいう。）

※0. 1%以上の次亜塩素酸ナトリウム水溶液

- ・0. 01%以上の次亜塩素酸ナトリウム水溶液
- ・0. 1%以上の逆性石ケン水溶液
- ・0. 05%以上のグルコン酸クロルヘキシジン水溶液
- ・0. 1%以上の両性界面活性剤水溶液

※血液付着の疑いがある器具の消毒は※印のみ

## 4 開設届に必要な書類

開設届出書を提出するに当たっては次のものがが必要です。

(1) 理容所（美容所）開設届出書

(2) 手数料 18, 800円（相当額の北海道収入証紙を届出書に貼付）

（手数料は改定されることがあります。）

(3) 構造設備の概要

(4) 理容師（美容師）及びその他の従業員名簿（従業員が複数いる場合）

(5) 理容所（美容所）の平面図

（作業場及び待合所の床面積が計算できるように寸法を記入してください）

(6) 理容師（美容師）免許証の写し

（原本確認をしますので、原本も持参してください）

(7) 医師の診断書

理容師（美容師）の伝染性疾病（結核、皮膚疾患）の有無が記載されているもの

※伝染性の皮膚疾患：

伝染性膿痂疹（トビヒ）、単純生疱疹、頭部白癬（シラクモ）、疥癬等

(8) 管理理容師（管理美容師）資格認定講習会修了証の写し

（原本確認をしますので、原本も持参してください）

（理容師（美容師）が2名以上いる場合）

(9) 外国人登録済証明書（開設者が外国人の場合）

連絡先 旭川市永山6条19丁目

北海道上川保健所

生活衛生課主査（環境衛生）

TEL 0166-46-5994

FAX 0166-46-5262